**令和５年度大阪府公立高等学校入学者選抜等における**

**別紙（中学校等用）**

**新型コロナウイルス感染症への対応について**

Ⅰ　新型コロナウイルス感染症の検査で陽性反応が確認された者（医師により新型コロナウイルスに感染している疑いがあると診断された者を含む。）で、療養期間中にある者（以下「陽性者」という。）及び保健所等により濃厚接触者として特定された者で、自宅等待機期間中にあり、発熱等の症状がある者（以下「有症状の濃厚接触者」という。）への対応について

１　出願について

出願は代理の者が行う。ただし、陽性者や濃厚接触者、発熱等の風邪の症状がある者等は代理の者となれない。

２　学力検査等について

受験できない。

ただし、以下の者は当該選抜の追検査に出願することができる。

(1) 特別入学者選抜（以下「特別選抜」という。）、大阪府立豊中高等学校能勢分校選抜（以下「能勢分校選抜」という。）、海外から帰国した生徒の入学者選抜（以下「帰国生選抜」という。）又は日本語指導な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜（以下「日本語指導が必要な生徒選抜」という。）に出願した者のうち一般入学者選抜（以下「一般選抜」という。）に出願しなかった者

(2) 一般選抜に出願した者

　３　その他

中学校（中学校に準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の校長は、出願以降、志願者が陽性者となり、学力検査等当日が療養期間に含まれることが判明した時点で、志願先高等学校長（共生推進教室選抜においては、共生推進教室を設置する高等学校長。以下同じ。）に速やかに電話等により連絡する。その後、「新型コロナウイルス感染症の陽性者に係る報告書（様式701）」をメール等により志願先高等学校長に提出する。

また、志願者が濃厚接触者に特定され、学力検査等当日が自宅等待機期間に含まれることが判明した場合は、中学校長は「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に係る別室受験依頼書（様式702）」（以下「依頼書」という。）を特別選抜等にあっては２月15日（水）午後４時、一般選抜にあっては３月７日（火）の午後２時（定時制及び通信制の課程にあっては午後５時）までにメール等により志願先高等学校長に提出する。

中学校長は、濃厚接触者に特定された志願者の体調等に十分留意する。学力検査等当日、当該志願者に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、当該志願者に対して受験できないことを改めて確認するとともに、志願先高等学校長に電話等によりその旨を連絡する。

陽性者の療養期間や濃厚接触者の自宅等待機期間に変更が生じるなどにより状況が変わった場合は、中学校長は電話等により志願先高等学校長に連絡するとともに、様式701又は様式702の内容を変更して志願先高等学校長に提出する。

なお、様式701及び様式702には個人情報が含まれるので、送付する際には、必ずファイルにパスワードをかけること。

また、外国から帰国又は入国した者で、検疫法に基づく隔離・停留が必要とされている者及び検疫

所長が指定する場所において待機を指示されている者は、「Ⅰ」に準じて対応する。

Ⅱ　新型コロナウイルスへの感染の疑いがある者（以下「対象者」という。）への対応について

１　対象者

　(1) 保健所等により濃厚接触者として特定された者で、自宅等待機期間中にあり、学力検査等当日

に発熱等の風邪の症状がない者（以下「無症状の濃厚接触者」という。）

　　　　濃厚接触者に特定された者は可能な限りＰＣＲ検査等を受検し、陰性であることを確認する。

また、陰性であることを確認した濃厚接触者及びＰＣＲ検査等を受検することができなかった濃厚接触者（結果待ちを含む。）は、学力検査等当日の朝に自宅等で検温し発熱等の風邪の症状がないことを確認する。加えて、学力検査等当日、志願先高等学校でも健康観察（検温等）を行い、発熱等の風邪の症状がないことを確認することとする。

　(2) 発熱等の風邪の症状のある者（保健所等により濃厚接触者に特定された者を除く。）

２　内容

 (1) 対象者の出願は代理の者が行う。ただし、陽性者や濃厚接触者、発熱等の風邪の症状がある者等は代理の者となれない。

(2) 対象者の学力検査等は、それぞれ以下の専用の別室で実施する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 対象者 | 対応 |
| 別室Ａ | 無症状の濃厚接触者 | ・受験者間が２メートル以上となるように座席を配置する。・できる限り受験者の前にアクリル板や透明ビニールシート等を設置する。 |
| 別室Ｂ | 発熱等の風邪の症状のある者（濃厚接触者を除く。） |

　※その他、状況に応じて、教育委員会が学校、保健所等と連携し、別途の対応をとることがある。

※これ以外に、例年別室対応を行っている者（配慮受験者、インフルエンザ等による体調不良者等）に対する別室を設定する。

Ⅲ　出願について

１　出願者は出願日当日に検温し、体調等を把握する。発熱等の風邪の症状がある場合は、代理の者が
出願する。

２　出願に際してはマスクを着用する。

Ⅳ　学力検査等の実施について

１　全般的な留意事項

　(1) 受験者は学力検査等実施当日の朝に検温し、発熱等の風邪の症状がある場合は、午前８時までに中学校長に連絡する。連絡を受けた中学校長は、速やかにその旨を志願先高等学校長に連絡し、当日の検査を受験する場合は、別室受験を願い出る。

　(2) 受験者はマスクを着用する。ただし、学力検査等の時間中はマスクを着用しなくてもよい。マスクの着脱については監督者等の指示に従うこと。また、マスクケース等は各自で準備すること。

障がい等の状況によりマスクを着用できない受験者は、別室受験とし、中学校長はあらかじめその旨志願先高等学校長に願い出る。

(3) 本人確認を行う場合に、受験者に対し短時間マスクを外すよう指示することがある。監督者等の指示に従って行動するとともに、マスクを外す際は私語を慎む。

(4) 検査室等は換気の影響により寒くなることも考えられるため、受験者は着脱可能な暖かい服装で検査等に臨むこととする。その際、文字や地図等が入っていることにより問題の解答に影響があると考えられるものは着用しないよう留意する。

なお、事前に承認があった者を除き、検査時間中のひざ掛け等の使用は認めない。

(5) 昼食時は大声での会話は控える。また、食事の前後には、手洗いや手指衛生に努める。

(6) 検査中に受験者が陽性者又は濃厚接触者に特定されたことが判明した場合、中学校長は速やか

に志願先高等学校及び市町村教育委員会に連絡する。当該受験者については、「Ⅰ」の「２」又は

「Ⅱ」の「２」の(2)の対応をとる。

なお、学力検査等を続行することができない者については、志願先高等学校まで保護者等が迎えにいくこととする。また、当該受験者については追検査の対象者とする。

２　専用の別室における受験について

(1) 無症状の濃厚接触者が受験する場合は、可能な限り公共交通機関の利用を避ける。自家用車等で会場に来る場合は、交通渋滞等により遅刻する事のないよう十分注意する。また、志願者が濃厚接触者に特定された場合は、中学校長は学力検査等実施当日に利用する交通手段についてあらかじめ志願先高等学校長に連絡するとともに、当日の集合場所等について確認する。

(2) 受験者は学力検査等の時間中もマスクを着用する。

(3) 濃厚接触者に対しては、学力検査等当日に自宅等での検温により発熱等の症状がなかった場合でも、志願先高等学校において、学力検査等の開始前、その他必要に応じて健康観察（検温等）が行われること、当該受験者に37.5度以上の発熱等の風邪症状が見られる場合は、学力検査等を中断することがあることをあらかじめ確認しておく。なお、無症状の濃厚接触者として受験が認められた者で、学力検査等の実施中に発熱等の風邪の症状が確認され、検査を中断せざるを得なかった者は、追検査の対象者とする。

Ⅴ　面接及び実技検査等の実施について

原則として「Ⅳ　学力検査等の実施について」に準じて対応する。

１　面接や口頭試問等、面接員等と受験者等との間でやりとりが必要となる場合は、受験者と面接員等との間を２メートル以上とする。集団面接では、受験者間のスペースを可能な限り確保する。

対象者については別室で個別に面接等を行うこととし、受験者と面接員等との間にアクリル板又は透明ビニールシートを設置する。

２　音楽科の専攻実技等、マスクを着用したまま検査を実施することが困難な場合、受験者に対しマスクを外すよう指示することがある。受験者は監督者等の指示に従って行動すること。

３　体育に関する学科等の実技検査については、各競技団体等のガイドライン等を参考にして、感染拡大防止に努めながら実施する。受験者は実技検査中はマスクを外しても構わない。器具や用具を共用で使用する場合、受験者は使用前後に手指衛生に努める。

　対象者については、対人で行う検査を実施しないなど検査内容を変更する場合がある。

Ⅵ　合格者発表について

特別選抜等及び一般選抜の合格者発表は、高等学校での掲示に加え、ウェブページにより行う。詳細は別途通知する。ただし、追検査の合格者発表は、ウェブページにより行う。